大切なお知らせ

くらしの支援通信

令和８年 11 月発行

制度の説明や生活に役立つ情報を載せています。

■ 11 月から冬季加算が上乗せされます

暖房費などの負担増を補うため、11 月から３月の支給分の保護費に上乗せして支給される季節限定の手当です。

世帯の人数	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	さらに、人数が増えると増額になります
加算金額（月額）	2,630 円	3,730 円	4,240 円	4,580 円	

※土浦市在住の方の金額です。入院中や施設入所の方は 1,030 円です。

■ 過去に他の自治体で生活保護を受給したことがある方へ

・平成 25 年８月から令和８年３月までの間に生活保護を受けていた方は、最高裁判決を踏まえた「保護費の追加給付」の対象となる場合があります。

・この期間に他の自治体で生活保護を受けていた方は、当時、受給していた自治体への申出が必要です。**申出期限は、令和９年７月 31 日までです。**

詳しくは、国の相談センターへお問い合わせください。
追加給付相談センター　☎:0120-179-445　（フリーダイヤル通話無料）
受付時間：平日 9:00～17:00　（土日祝日は除く）

追加給付相談センター（厚生労働省ホームページ）

■ 申請すれば対象に！「各種免除制度」のご案内

生活保護を受給している方は、申請・届出により以下の支払いが免除されます。

NHK 受信料の全額免除

社会福祉課窓口で証明書の発行を受け、NHK に申請することで、放送受信料が免除されます。

国民年金保険料の免除（20 歳～60 歳未満）

生活保護の生活扶助を受けている方は、国民年金保険料が免除となります。

住民票などの手数料の免除

住民票の写しを取得する際の、手数料が無料になります。

そのほかの免除・減免制度など

医療費、税金、サービス利用料などの免除などは、市ホームページから確認できます。

■ 収入申告は 24 時間いつでもスマホで申告できます。

「LoGo フォーム」による電子申請・申告等（市ホームページ）

・パートやアルバイト代、年金、その他の臨時収入があった際は、「収入申告」が義務づけられています。
・土浦市では、スマホから申告ができる「LOGO フォーム」を導入しています。

・次のような収入も申告の対象ですので、忘れずに申告をお願いします。
高校生のアルバイト収入、親族等からの仕送り、不用品売却による収入

■ お薬と健康管理の大切なお知らせ

お薬手帳の提示は「義務」です

・令和８年４月より、医療機関や薬局での「お薬手帳」の提示が義務化されました。
・薬の重複や副作用を防ぐため、受診時は必ずご提示ください。

「健診」を無料で受診できます

・さわやか健康診査（問診・身体計測・血圧測定・検尿・血液検査・心電図など）や、がん検診など、無料で受診できます。事前に「受診券」の申請が必要です。※年齢や性別により受診内容は変わります。

【申込先】健康増進課
☎:029-826-3471

各種検診（成人）のご案内（市ホームページ）

■ 子育て世帯へ：無料学習支援「つちまる学習塾」のご案内

「塾に通わせたいけれど、経済的な理由で難しい」など、お子さんの学習についてお悩みのご家庭を対象に、「つちまる学習塾」を開講しています。ボランティアと一緒に宿題やテスト勉強などに取組み、学習をサポートします。

【利用料】無料　**【対象】**小学４年生から中学３年生まで

【問い合わせ・申込先】
土浦市暮らし自立サポートセンター（☎:029-822-7610）



土浦市　社会福祉課　保護第一係・第二係・第三係
〒300-8686 土浦市大和町９－１（本庁舎１階　窓口番号１～３）
☎:029-826-1111（平日 8:30～17:15）